



よい社会は よい政治から

よい政治は 正しい選挙から

KLWV 神戸婦人有権者連盟

平成 25 年(2013 年)度総会と 5 月、6 月勉強会のご案内

今年は、うららかな日と肌を刺す寒さがこないまぜに襲い、いつまでも安定しない気候のなか、いよいよ新緑の 5 月を迎えました。富山県砺波市の 100 種以上にのぼる何百万ものチューリップは、雹の降るなかでも色とりどりに美しく咲き誇り訪れた者の心を和ませてくれました。

世の中の動きは、アベノミクスに沸いていますがなかなか実感が伴いません。懸念の電力問題の今夏の供給を考えると、電力費アップと昨年以上の節電とその対策に多くの叡智が求められているのが現状です。

一方、日本国憲法は施行されて 66 年。その間いちども改正されませんでした。今年ほど、憲法改正の動きに関心をもたれ広がりを見せている年はありません。論点は自国の安全保障を他人任せにして、憲法の矛盾と日本の歴史や文化・伝統などの規定に対し不備な点が多いことに起因しているのかもしれませんが。憲法改正と中身をも含めた論議で、次の参議院選挙が正念場になるのではと思います。

私たちの勉強会では、日本や世界の動きについて絶えず学び話し合っています。このような場があるからこそ、おびたしい情報に押し流されることなく、立ち止まって考えることができるのでしょうか。お互いに疑問や意見を交換しあって、先生のご助言をいただく勉強会があるということに感謝しています。今月は総会があります。このような機会にお一人でも多くの皆様からのご意見を戴き、より一層内容の充実した濃い勉強会になることを願っています。多くのかたのご参加をお待ちしております。

会長 福家清美

平成 25 年 KLWV 総会

日時 **5 月 20 日** (月) 11:00
 受付 10:30

場所 相楽園会館 TEL 078-341-1191
 2 階会議室 (北門より入る)

議事 平成 24 年度 事業・決算報告
 監査報告
 平成 25 年度 役員改正
 事業計画(案)
 予算(案)審議他

- ※ 総会後の昼食はご用意致します。(無料)
- ※ 年会費 3000 円・通信費 2000 円
 賛助会費 1000 円 (1 口以上) です。
- ※ 本年度の会費等につきましては、ご欠席の方には、次回 7-8 月号抄録と共に振替用紙を同封致しますので宜しくご協力をお願い致します。

5 月 勉強会

テーマ 「いま日本が直面する
 国内外の諸問題」

講師 神戸学院大学元学長
 谷口 弘行 先生

日時 **5 月 20 日**(木) 12 時 30 分から 14 時
 場所 相楽園会館 会費 500 円

6 月 勉強会

テーマ 「県内の市町行財政を取り巻く
 現状と課題」

講師 兵庫県企画県民部企画財政局
 市町振興課副課長
 宮口美範 先生

日時 **6 月 12 日**(水) 13:30~15 時
 場所 神戸市立勤労会館 406 号
 神戸市中央区雲井通 5-1-2
 TEL 078-232-1881

会費 500 円

- ※ 連盟のバザーは **12 月 2 日**(月)相楽園、新年会は **H26 年 1 月 24 日**(金) 六甲荘にて行います。
- ※ お問合せ先は、**三上 T&F 078-811-5756** 又は **塔筋(とうすじ)078-751-7513** までお願いします
- ※ 発行 福家 0798-53-0309 メール: klwv828@nifty.com ・ HP:klwv.web.fc2.com/pdf/201101_nento.pdf

お詫び

今年の新年会で酒井和子顧問から頂戴しましたご挨拶記事の後ろから 15 行目が間違っていました。心からお詫びして下記のように訂正させていただきます。

地方分権や規制改革は急ぐべきだと思います。そして ips 細胞研究拠点を神戸に整備する再生

『自由民主』2013年4月9日（火）（第2551号），5頁

メディア 解析

一連の動きに対して、日本の各紙はまるで対岸の火事であるかのよう、事実関係を中心とする比較的小さな記事しか扱っていない。もっとも、その背景には、この問題に関する

新聞社もサイバー攻撃の標的か 政府の防衛政策に協力が不可欠

これは最近、私自身も肌で感じる機会があった。日本におけるサイバー問題の専門家たちが行った共同研究を総括し、一般読者を対象に研究成果をなるべく分かりやすく公表したいと考えて複数の出版社を回ったところ、軒並み断られた。サイバー問題を取り扱う書物はほとんど売れないから、というのが理由であった。むしろ、国民の警察が出版社の主たる目的ではない以上、営業ペー

「サイバー攻撃された会社と、サイバー攻撃されたことを知らない会社。」サイバー問題の専門家によると、アメリカではこの2種類の企業しか存在しない。つまり、アメリカにおけるサイバー攻撃による被害はこれまで甚大であり、かつ広範囲に及ぶのである。こうした攻撃を仕掛けているとされるのが、中国人人民解放軍などであり、その目的は単なる嫌がらせから、産業スパイ、さらにはアメリカの重要インフラの脆弱性を見つけて出すもの等々、多岐にわたる。米中関係に対する配慮から、米政府はこれまで表裏して中国に対する批判は控えていた。が、ここに至ってさすがのオバマ大統領も堪忍袋の緒が切れ、中国を直接も標的とした上で、今後米攻撃が継続した場合、アメリカも相応の対抗措置を取らざるを得ないと釘を刺した。そして、先日の米中首脳による電話会談でも大統領はこの問題に言及し、米政府が事態を深刻に受け止めている旨を習近平国家主席に対して忠告したとされている。



神戸大学教授
箕原 俊洋

巻き込まれる可能性があるネット犯罪については多少気になっても、実態をなかなか把握できない国家間のサイバー攻撃問題は直接的に被害者になりにくいゆえに関心は総じて低い。これは最近、私自身も肌で感じる機会があった。日本におけるサイバー問題の専門家たちが行った共同研究を総括し、一般読者を対象に研究成果をなるべく分かりやすく公表したいと考えて複数の出版社を回ったところ、軒並み断られた。サイバー問題を取り扱う書物はほとんど売れないから、というのが理由であった。むしろ、国民の警察が出版社の主たる目的ではない以上、営業ペー

箕原俊洋先生から「自由新報」に記載された記事を頂きました。興味深い内容ですので、転載させて頂きます。尚、先生の連盟における次の勉強会は十月二十三日(水)の予定です。

「ネット選挙」解禁 夏の参院選からスタート

インターネットを使った選挙の法案が、4月19日の参院本会議で成立しました。いよいよ7月の参院選から、「ネット選挙」がスタートします。もちろん参院選の公示日以降に告示される地方選や、次期衆院選でも適用されます。

ブログや短文投稿サイト「ツイッター」などのウェブサイトを使った特定候補の呼び掛けや交流サイト「フェイスブック」といったソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を含め、ネットを利用して選挙運動ができようになります。政党と候補者に限定して、電子メールを使うこともみとめられました。これにより選挙運動のあり方がおおきく変わるといわれています。

しかし、候補者の「なりすまし」には、氏名表示などの義務違反に禁錮刑や罰金、公民権停止の罰則を規定しています。誹謗中傷の拡大などを懸念して今回は見送られた一般有権者のメール利用については、参院選での実態を検証した上で「適切な措置を講じる」としています。

ネットを使った選挙運動ですが、一般有権者が政党や候補者から送られたメールを転送した場合は、「公選法違反に当たる」などの違法となる具体的な選挙運動の判断基準は、これから総務省などのホームページに